

第 72 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2025 年 12 月 8 日（月）17 時 00 分～18 時 50 分
於：日本公認会計士協会 202 会議室（及び Microsoft Teams）

I 開 会

II 議 事

1. 意見聴取

- (1) 監査基準報告書 570 「継続企業」の改正
- (2) 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び第 2 号「監査業務に係る審査」の改正
- (3) IAASB 2025 年 9 月ボード会議の活動状況

2. 報告

- (1) 企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正
- (2) サステナビリティ保証業務実務指針 5000 「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」に伴う適合修正

3. 資料配付

- (1) 日本公認会計士協会における周知活動

III 閉 会

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
920	監査基準報告書 570 「継続企業」の改正（公開草案）の概要
921	監査基準報告書 570 「継続企業」の改正文案
922	品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」の改正（公開草案）の概要
923	品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正文案
924	品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」の改正文案
925	IAASB 2025 年 9 月ボード会議の活動状況
926	企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正（公開草案）の概要
927	企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正案 _期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」
928	企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正案 _期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」
929	企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正案 _期中レビュー基準報告書第 2 号実務ガイダンス第 1 号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関する Q & A (実務ガイダンス) 」
930	サステナビリティ保証業務実務指針 5000 「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」公表に伴う適合修正（公開草案）の概要
931	サステナビリティ保証業務実務指針 5000 「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」公表に伴う適合修正案_監査基準報告書 720 「その他の記載内容に関する監査人の責任」

932	サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」公表に伴う適合修正案_監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
933	サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」公表に伴う適合修正案_保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」
934	日本公認会計士協会における周知活動

以上

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2025年12月8日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 特任教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青 克 美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	魚 住 康 博	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
委員	片 山 一 夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	後 藤 敏 文	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
委員	山 本 敬 志	日本郵船株式会社 執行役員
オフ・ザ・バー	反 町 泰 貴	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

監査基準報告書570「継続企業」の 改正（公開草案）の概要

第72回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年12月8日

目次

I. 本改正の背景及び経緯

II. 主な改正内容

1. 継続企業の評価期間
2. リスクの評価と識別
3. 経営者の評価に対する監査人の検討
4. 入手した監査証拠の評価と結論付け
5. 監査役等とのコミュニケーション
6. 監査報告書の記載事項
7. 経営者確認書

III. 今後のスケジュール等・ディスカッションポイント

(参考) 監基報570の改正に伴う関連修正対象

I. 本改正の背景及び経緯

I. 本改正の背景及び経緯

- 近年の世界における企業の破綻に伴い、継続企業というトピックスに強い関心が向けられ、利害関係者の間で継続企業に関する透明性の向上に関するニーズが高まっている。戦争や世界的な感染症の拡大といった状況もまたリスクを高め、経営者による継続企業の前提に対する評価及び開示に関する監査人の責任や手続に関する課題が注目されていたことから、以下を目的として、**国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB)** は、2025年4月9日に、**Internal Standard on Auditing (ISA) 570 (Revised 2024) Going Concern** を公表した。
 - ▶ 一貫性のある監査業務及び行動を促進し、継続企業に関連した重要な虚偽表示リスクに対する監査人の有効な対応を促す。
 - ▶ 経営者による継続企業の評価に対する監査人の評価を強化する。
 - ▶ 継続企業に関する監査人の責任や作業に関する透明性を必要に応じて強化する。
- 上記の公表を受け、日本公認会計士協会では、**監査基準報告書570「継続企業」の改正**に関する検討を行った。

II. 主な改正点

II. 主な改正点

- 監査基準報告書570の主な改正点は以下のとおりであり、次スライド以降で説明する。

監査人の手続の改正

継続企業の評価期間

リスクの評価と識別

経営者の評価に対する監査人の検討

入手した監査証拠の評価と結論付け

コミュニケーションの強化

監査役等とのコミュニケーション

監査報告書利用者に対する透明性の向上

監査報告書の記載事項

1. 継続企業の評価期間 (1/2)

監査人の手続の改正

- 経営者による継続企業の評価期間（12か月）の開始日を変更した。



改正 理由

- 継続企業の前提に関する経営者の評価により最新の情報が含まれるようになるため、利用者にとって便宜となる。
- 継続企業の評価期間に関する規定は、以下のとおり、グローバル基準や各国の基準によって様々となっているが、多くの国では財務諸表の承認日等となっており、IFRSとの矛盾もないとされていることから、開始日を財務諸表の承認日として、グローバルな比較可能性及び一貫性を高める。

基準名又は国名	内容
英国	<ul style="list-style-type: none">少なくとも財務諸表の発行承認日から12か月は必要であるが、それに限定されない (FRS 第102号)
米国	<ul style="list-style-type: none">財務諸表発行日から1年 (FASB Subtopic 205-40)
オーストラリア・ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none">監査基準において、監査人に対し、監査報告書日から約12か月の期間の評価を要求
国際公会計基準 (IPSAS)	<ul style="list-style-type: none">少なくとも財務諸表の承認日から12か月は必要であるが、それに限定されない (IPSAS 第1号)
国際財務報告基準 (IFRS)	<ul style="list-style-type: none">少なくとも報告期間の期末日から12か月は必要であるが、それに限定されない (IAS 第1号)IFRS公表の教育的資料において、「ISA 570（2024年改訂）は、経営者による評価期間が財務諸表の承認日から12か月に満たない場合、監査人は経営者に評価期間の延長を要求している。12か月を超える期間を検討することは、IASB第1号の要求事項と矛盾するものではない。IAS 第1号は、最短の期間を定めており、上限を定めていない」ことを説明

1. 継続企業の評価期間 (2/2)

監査人の手続の改正

- 経営者の評価期間が**財務諸表の承認日の翌日から**12か月間に満たない場合、経営者に対し期間の延長を求めることがとされた。また経営者や監査役等との協議（第22項）を新設した。
- 経営者が引き続き延長に応じない場合、**監査への影響**を考慮することとしている（監査への影響の例示は、A57項に記載した）。

第21項

変更

経営者に対して、少なくとも財務諸表の承認日の翌日から12か月間に延長するよう求める。

第22項

新設

経営者及び適切な場合には監査役等と当該事項を協議する。

第23項

変更

経営者が評価期間を延長する必要があると監査人が判断、経営者が引き続き延長に応じない場合には、監査への影響を判断する。

2. リスクの評価と識別

監査人の手続の改正

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、**監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の要求事項をどのように適用するかを明確化**した。

監基報315

企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解
(第18項から第26項)

企業の内部統制システムにおける内部統制の不備
(第26項)

リスク評価手続から得られた監査証拠の評価 (第34項)

改正監基報570（明確化）

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の発生や評価に関連する企業及び企業環境、継続企業の前提に関連して適用される財務報告の枠組み、継続企業の前提に関する評価及び開示に対する企業の内部統制システムの理解 (第12項)

継続企業の前提に関する経営者の評価に関連して内部統制の不備が識別されたかどうかを判断 (第15項)

経営者が従来識別していない又は監査人に開示していない事象又は状況の存在を示しているかを判断 (第14項)

3. 経営者の評価に対する監査人の検討

監査人の手続の改正

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別したかどうかにかかわらず、経営者の評価の検討を行うための監査手続の立案・実施を求めるとした（第17項）。
- 監査手続の実施に当たっては、裏付けとなる・矛盾する監査証拠のいずれにも偏らないよう監査証拠入手すること（第18項）や、監査手続には、経営者の評価手法・重要な仮定及びデータの評価を含めること（第19項）を要求事項に追加した。
- 経営者の評価が未了の場合、経営者に評価を求め、経営者が評価を実施しない場合、監査への影響を検討する点につき、実質的な変更はない（第17項）。

4. 入手した監査証拠の評価と結論付け

監査人の手続の改正

- 繼続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価の重要性に鑑み、以下の**職業的専門家としての懐疑心に関する要求事項**を新設した。
 - ▶ 繼続企業の前提の評価において経営者が行う判断が、個々に合理的であっても、（全体で見た場合）、経営者の偏向が存在する兆候を示していないかどうかを評価し、変更が存在する兆候を識別した場合は、監査への影響を評価する（第30項(1)）。
 - ▶ アサーションを裏付けているもの、矛盾するものを含め、入手した全ての監査証拠を考慮する（第30項(2)）。
- 入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける際、**監査人の職業的専門家としての判断**の行使の要求を新たに明記した（第31項）。

5. 監査役等とのコミュニケーション

コミュニケーションの強化

- 識別した継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について、**監査役等とのコミュニケーション内容が強化**され、監査人の手続や結論、経営者の評価未実施や延長未実施についても新たにコミュニケーションを行うこととなる。

(新たにコミュニケーションが求められる項目)

- ▶ 実施した監査手続の概要及び監査人の結論の根拠。これには、経営者の対応策に対する監査人の評価を含む。
- ▶ 該当する場合、監査人が要求したにもかかわらず、経営者が継続企業の前提に関する評価を行わない、又は評価期間の延長に応じないこと。また、その場合の監査又は監査報告書への影響

6. 監査報告書の記載事項 (1/2)

監査報告書利用者に対する透明性の向上

全ての企業の監査

- 監査報告書において、**継続企業の前提に関する監査人の結論**などを新たに記載することとした。

追加された部分を表中**太字**で示す

重要な不確実性なし(第34項(1)) (重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がない場合を含む)	重要な不確実性あり(第35項(1),(3),(4))
<p>「継続企業」区分（新設）に、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性を識別しなかつた旨監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない旨	<p>「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">財務諸表における関連する注記事項への参照重要な不確実性が認められる旨当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない旨

6. 監査報告書の記載事項 (2/2)

監査報告書利用者に対する透明性の向上

公に取引されている事業体の監査

- 全ての企業の監査で要求される記載事項に加え、**経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明**などを新たに記載することとした。

追加された部分を表中**太字**で示す

重要な不確実性なし(第34項(2))	重要な不確実性あり(第35項(2))
<p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、経営者による重要な判断が行われている場合には、全ての企業における監査の記載事項に加え、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">財務諸表に関連する注記事項がある場合には、当該注記事項への参照経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明	<p>全ての企業の監査における記載事項に加え、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明

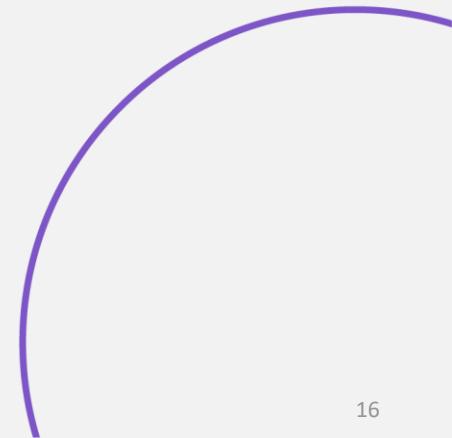
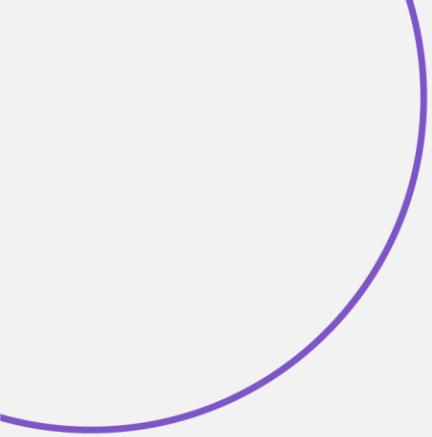
7. 経営者確認書

その他

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況を識別したかどうかにかかわらず、経営者の評価を監査人が評価するという強固なアプローチをとっていることに対応し、**経営者確認書**に記載を求めるべき項目を拡充した（第39項及び第40項）。

追加された部分を表中**太字**で示す

全ての場合	継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合
<ul style="list-style-type: none">継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性適用される財務報告の枠組みに照らした、評価において使用される手法、重要な仮定及びデータ並びに関連する注記又は開示の適切性経営者の評価が、経営者が認識している事象又は状況の全てを反映し、全て監査人に開示されていること財務諸表において適切に注記されていること	<ul style="list-style-type: none">経営者の対応策、当該対応策が事象又は状況を軽減すること対応策の実行可能性対応策を実行する意思及び能力を有しているか



III. 今後のスケジュール等・ ディスカッションポイント

III. 今後のスケジュール等・ディスカッションポイント

今後のスケジュール

- 2025年12月：公開草案公表（意見募集期間：1か月）
- 2026年（未定）：確定公表
- 2027年4月1日：適用開始

適合修正等

- 監査基準報告書570の改正に伴い、今後、監査基準報告書、実務指針等（計33本）の適合修正を行う予定である（対象は次ページ参照）

《ディスカッションポイント》

- 監査基準報告書570の改正検討及び公表後の周知活動について、留意すべき事項は何か。

(参考) 監基報570の改正に伴う関連修正対象

1. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」
2. 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」
3. 監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」
4. 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」
5. 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」
6. 監査基準報告書230「監査調書」
7. 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」
8. 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」
9. 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
10. 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」
11. 監査基準報告書500「監査証拠」
12. 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」
13. 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」
14. 監査基準報告書560「後発事象」
15. 監査基準報告書580「経営者確認書」
16. 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」
17. 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」
18. 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
19. 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
20. 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
21. 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
22. 監査基準報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」
23. 監査基準報告書720「その他の記載内容に関する監査人の責任」
24. 監査基準報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」
25. 監査基準報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
26. 監査基準報告書810「要約財務諸表に関する報告業務」
27. 監査基準報告書900「監査人の交代」
28. 監査基準報告書910「中間監査」
29. 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」
30. 保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」
31. 監査基準報告書560実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」
32. 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」
33. 監査基準報告書540実務ガイドンス第1号「金融商品の監査における特別な考慮事項（実務ガイドンス）」



品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」の 改正（公開草案）の概要

第72回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年12月8日



目次

1. 経緯

2. 主な改正内容

- (1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正
- (2) 倫理規程改訂に伴う狭い範囲での改訂を受けた改正

3. 適用時期

4. 今後のスケジュール等・ディスカッションポイント

1. 経緯

経緯

(1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正：

- ▶ JICPAは、2025年10月15日付けて「サステナビリティ保証業務基準5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（公開草案）」（以下「サス保実5000」という。）を公表した（意見募集期限：12月15日）。
- ▶ **サス保実5000は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」**（以下「品基報第1号」という。）の適用を前提としている。現行の品基報第1号の適用は監査業務に限定されていることから、**サステナビリティ情報の保証業務にも品基報第1号が適用できるよう見直しを行う**必要がある。また、品基報第1号に従って審査が行われることが要求される業務に適用される**品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」**（以下「品基報第2号」という。）についても**併せて見直しを行う**必要がある。
- ▶ 国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）が公表する国際品質マネジメント基準（ISQM）は、サステナビリティ情報の保証業務にも適用される基準となっており、品基報第1号の今般の改正については、国際的な整合性を図る。

(2) 倫理規程改訂に伴う狭い範囲での改訂を受けた改正：

- ▶ 2025年9月1日付けてIAASBから**「IESBA倫理規程の改訂に伴うISQM、ISA及びISRE 2400（改訂）の狭い範囲の改訂」**が公表された（詳細はスライド10参照）。
- ▶ JICPAでは、IESBA倫理規程の改訂（2022年4月公表）を踏まえ、2024年7月に倫理規則において「上場事業体」及び「社会的影響度の高い事業体」の定義等の改正を行った。

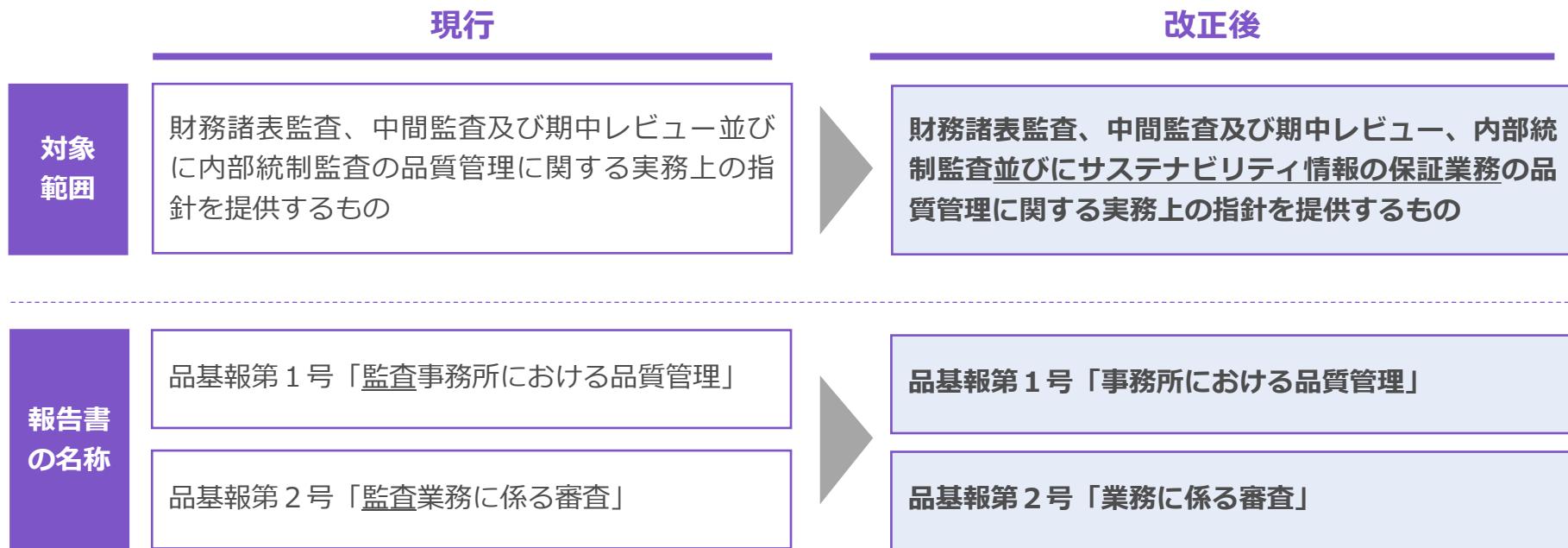
上記を踏まえ、**品基報第1号及び品基報第2号を改正**することとした。

2. 主な改正内容

- (1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正
- (2) 倫理規程改訂に伴う狭い範囲での改訂を受けた改正

(1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正 (1/4)

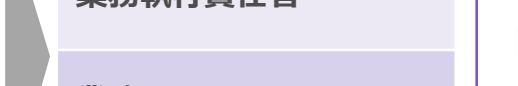
① 対象範囲及び報告書名称の変更



(1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正 (2/4)

② 用語の変更

- 用語の変更は以下のとおりである。監査及びサステナビリティ情報の保証のいずれの業務にも適合する用語としている。

現行	改正後	
監査事務所	事務所	
監査責任者	業務執行責任者	
監査チーム	業務チーム	
監査調書	調書	
監査報告書	報告書	

《改正後の「事務所」及び「監査事務所」の定義》

「事務所」 – 監査又はサステナビリティ情報の保証業務を実施する、法人又は公認会計士法に基づき登録された個人事務所をいう。このうち、監査を実施する監査法人又は個人事務所を「監査事務所」という。

(1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正 (3/4)

③ F項及びJP項の取扱い

F項：監査における不正リスク対応基準の適用となる監査を実施している監査事務所のみ遵守が求められる規定

- 監査における不正リスク対応基準は監査業務に係る基準であることから、**サステナビリティ情報の保証業務のみを実施している事務所にはF項を適用しない**こととした。

JP項：国際基準には含まれないものの、当協会が必要と認めて追加した規定

- JP項は基本的に監査業務にのみ適用される規定と整理するが、以下の**四つ**については**サステナビリティ保証業務にも適用すると整理すること**とした。

	項目	理由
1	監査事務所の最高責任者の責任	事務所の最高責任者は品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負うことは、サステナビリティ保証業務においても同様と考えられるため。
2	監査事務所間の引継	サステナビリティ保証業務においても、業務実施者の交代に際して業務の質に重大な影響を及ぼさないよう、引継に関する品質目標及び当該目標に関連する方針又は手続を設定し、実施することは重要であると考えられるため。
3	共同監査	事務所（特に中小規模の事務所等）が共同でサステナビリティ保証業務を実施することも想定され、その場合には業務の品質を合理的に確保するための方針又は手続を設定することは重要であると考えられるため。
4	合議制による審査	中小規模の事務所等における審査体制を考慮すると、サステナビリティ保証業務への適用が適当と考えられるため。

(1) サステナビリティ情報の保証業務に範囲を拡大するための改正 (4/4)

④ 欠番項^{*1}の見直し

- 現行の品基報では、ISQMの保証業務に関する規定は取り入れておらず、今般の適用範囲の見直しに伴い、追加する項目を検討した。
- 検討の結果、品基報第1号及び品基報第2号においては、**公的部門に関する規定及び審査の範囲に関する規定^{*2}以外の欠番項はない。**

*1 欠番項とは、品質管理基準報告書等の基になったISQMには含まれるもの、我が国の法令等を優先して適用しない項である。

*2 我が国では、原則全ての監査において審査を実施することとされており、一部の監査（幼稚園監査又は任意監査のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務）については審査を要しないとされている（ただし、審査を実施しない監査業務に関して、監査意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法（文書化の方法を含む。）を定めなければならない。）。一方、ISQMでは、原則公に取引されている事業体の財務諸表の監査、法令により審査が要求される監査又は審査が適切な対応であると監査事務所が判断したその他の業務等に審査を求めている。両者の規定に差異があることから、従来、品基報において適用していない規定がある。

(2) 倫理規程改訂に伴う狭い範囲での改訂を受けた改正 (1/2)

① 定義の追加及び関連する記載の修正

- IAASBにおけるISQM等の狭い範囲の改訂として、公に取引されている事業体（Publicly Traded Entity）の定義が採用され、上場企業（Listed Entity）に対する規定を公に取引されている事業体に適用するよう変更された。
- これに伴い、以下の対応を行った。
 - ▶ **品基報第1号**において**公に取引されている事業体の定義を追加**した。
本定義は、JICPAが公表する倫理規則（2024年7月改正）の定義と整合するものとしている。
 - ▶ 品基報の適用指針における上場企業の用語を公に取引されている事業体の用語に修正した。

「公に取引されている事業体」 –以下の事業体をいう（倫理規則 R400.2項(1)参照）。

- ① 金融商品取引所に上場している金融商品を発行する事業体
- ② 日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値発表制度に基づき債券の価額が公表され、店頭で取引される債券を発行している事業体（金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務諸表監査の対象となる事業体であり、かつ最終事業年度に係る資本金が100億円以上又は負債の部の合計額が1,000億円以上である事業体に限る。）

(2) 倫理規程改訂に伴う狭い範囲での改訂を受けた改正 (2/2)

② 欠番項の設定

- 品基報の起草に当たっては、ISQMと基本的に同内容とする方針としており、欠番項を極力設けない方針としているが、IAASBにおけるISQM等の狭い範囲の改訂においてISQMに新たに追加された項について検討を行った結果、**品基報第1号**において以下の欠番項を設ける予定である。

《欠番とする項》

項番	該当項目
(適用指針) A2-2項、A2-3項、 A2-4項、A2-5項及び A2-6項	<ul style="list-style-type: none">公に取引されている事業体以外の事業体であっても、当該事業体の財政状態に対する高い社会的影響度を反映して、公に取引されている事業体の監査にのみ適用される規定を適用する場合があること。財政状態に対する高い社会的影響度の程度の例示公に取引されている事業体の監査にのみ適用される規定を公に取引されている事業体以外の事業体に適用することが適切かを判断する際の考慮事項 等

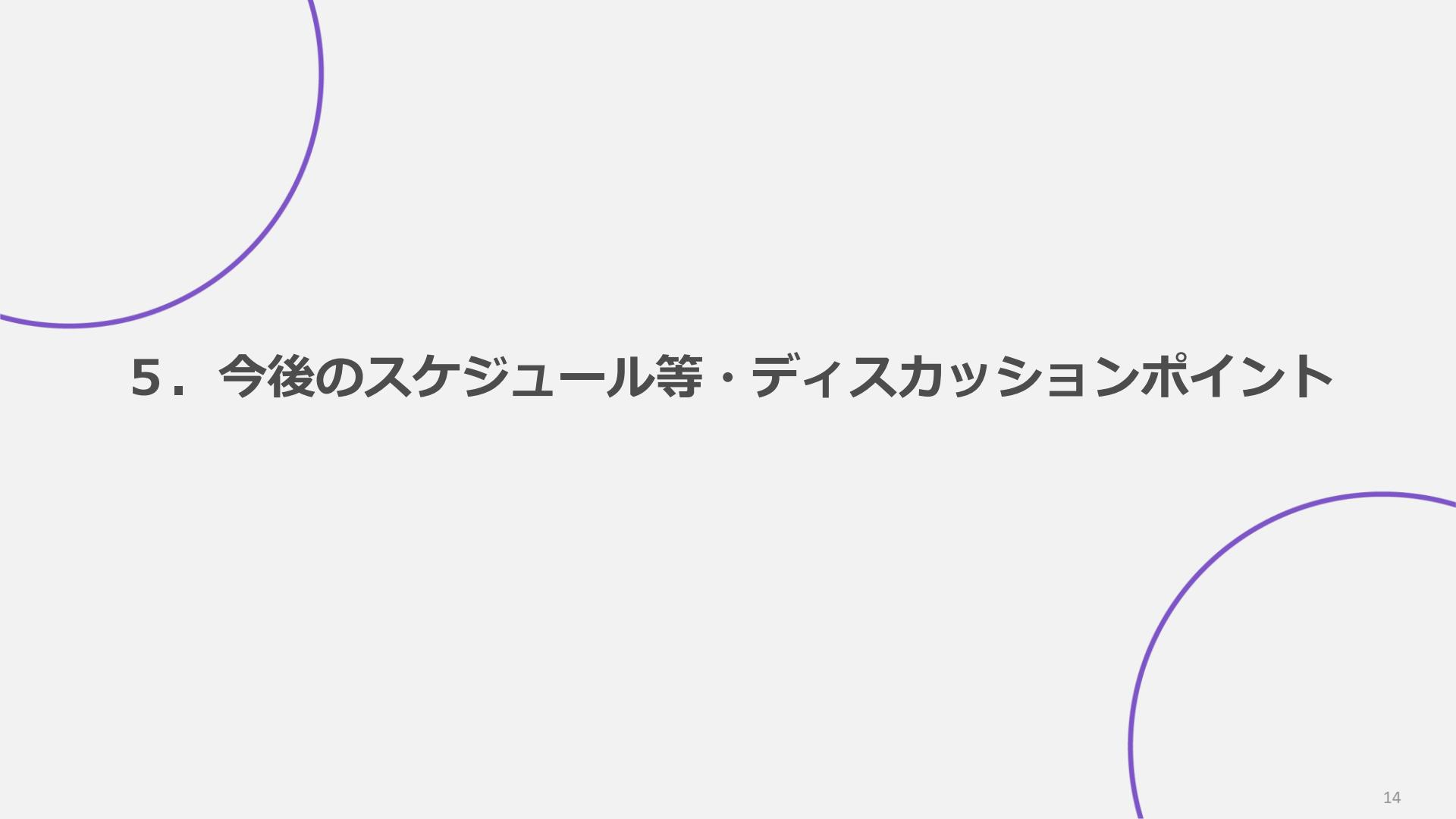
《欠番とする理由》

- 品基報第1号では、公に取引されている事業体よりも広い概念である、大会社等又は監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第18-2JP項に記載した企業等にのみ適用する規定を置いており、第5-2項及び第5-3項においてその旨を説明することとした。
そのため、公に取引されている事業体の監査にのみ適用される規定に関する説明（適用指針）については不要と判断した。

4. 適用時期

適用時期

- 本報告書（年月日）は、**2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査**並びに**2027年4月1日以後開始する期間を対象としたサステナビリティ情報に対する保証業務又は2027年4月1日以後の特定の日付時点のサステナビリティ情報に対する保証業務**から適用する。ただし、**サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」**（年月日公表）を**早期適用する場合には、併せて本報告書を早期適用**する。



5. 今後のスケジュール等・ディスカッションポイント

今後のスケジュール等・ディスカッションポイント

今後のスケジュール

- 2025年12月～2026年1月：公開草案公表（意見募集期間：1か月）
- 2026年3月：確定公表（予定）

適合修正等

- 品基報第1号及び品基報第2号の改正に伴い、今後、監査基準報告書、実務指針等（計25本）の適合修正を行う予定である（対象は次ページ参照）。
- IAASBのISQM等の狭い範囲の改訂を踏まえた監査基準報告書及びレビュー業務実務指針（計20本）の改正については、今後、実施予定である。

《ディスカッションポイント》

- **品質管理基準報告書第1号及び品質管理基準報告書第2号の改正（公開草案）について、ご意見はあるか。**

(参考) 品基報第1号及び品基報第2号の改正に伴う適合修正対象

1. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」
2. 監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」
3. 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」
4. 監査基準報告書220「監査業務の品質管理」
5. 監査基準報告書230「監査調書」
6. 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」
7. 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」
8. 監査基準報告書620「専門家の業務の利用」
9. 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
10. 監査基準報告書900「監査人の交代」
11. 監査基準報告書910「中間監査」
12. 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」
13. 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」
14. レビュー業務実務指針2400「財務諸表のビュー業務」
15. 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」
16. 専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」
17. 監査基準報告書560実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」
18. 保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」
19. 保証業務実務指針3420「プロフォーマ財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」
20. 保証業務実務指針3700「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」
21. 保証業務実務指針3702「情報セキュリティ等に関する受託業務のTrustに係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」
22. 専門業務実務指針4450「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針」
23. 専門業務実務指針4451「産業競争力強化法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」
24. 専門業務実務指針4452「産業競争力強化支援法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」
25. 専門業務実務指針4453「電子開示書類等のXBRLデータに対する合意された手続業務に関する実務指針」



日本公認会計士協会

IAASB 2025年9月ボード会議の活動状況

第72回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年12月8日

目次

1. IAASBの主なスケジュール（2024年～2027年）
2. 2025年9月IAASBボード会議の主な議題
3. 監査証拠及びリスク対応
4. ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
5. 専門家に関連した狭い範囲での改訂
6. テクノロジー・ポジション

1. IAASBの主なスケジュール (2024年~2027年)

プロジェクト名	2024年				2025年				2026年				2027年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
監査証拠及びリスク対応	情報収集		→	PP				→	ED			→	承認			
ISA 500シリーズ					情報収集		→	PP		PP		→	ED		→	→
ISRE 2410					PP		→	ED				→	承認			
専門家に関連した狭い範囲の改訂					ED		→	承認								
テクノロジー・ポジション			確定 *1		→											
テクノロジー (品質マネジメント)					情報収集		→									
ISA 540適用後レビュー					情報収集			→								
ISA for LCEのメンテナンス					PP		→	ED								
2028年から2031年のIAASB及びIESBAの戦略及び作業計					情報収集		→	ED			ED		→	承認		

PP: プロジェクト・プロポーザルの承認（予定）

ED: IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーション・ペーパーの承認（予定）

承認: IAASBボードでの最終承認（予定）

*1: テクノロジー・ポジションを2024年9月に確定し、定期的にアップデート予定

2. 2025年9月IAASBボード会議の主な議題

2025年9月ボード会議

- 開催日
2025年9月15日～18日
- 主な議題
 - ▶ 監査証拠及びリスク対応
 - ▶ 國際レビュー業務基準 (ISRE) 2410
 - ▶ 専門家に関連した狭い範囲での改訂
 - ▶ テクノロジー・ポジション
 - ▶ テクノロジー (品質マネジメント)
 - ▶ 2028年から2031年のIAASB及びIESBAの戦略及び作業計画
 - ▶ 國際監査基準 (ISA) 540 (改訂) の適用後レビュー計画
 - ▶ 複雑でない企業の監査 (ISA for LCE)

3. 監査証拠及びリスク対応

● プロジェクト概要

- ▶ 2022年9月に公表したISA 500「監査証拠」改訂公開草案に対して、ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」及びISA 520「分析的手続」等も合わせて見直すべきという意見があつたことに対応し、監査証拠とリスク対応の双方に対応する新たなプロジェクトとして検討が行われている。

● 9月ボード会議での審議の概要

- ▶ 主に以下について議論が行われた。
 - ◆ 重要性のある取引種類、勘定残高及び注記事項 (ISA 330 第18項)
 - ◆ 書類の真正性 (ISA 200 A24項)
- ▶ 重要性のある取引種類、勘定残高及び開示
 - ◆ 重要な虚偽表示リスクは無いが重要性のある取引種類、勘定残高及び注記事項について、必ず実証手続を求めている現行の規定に代えて、**実証手続の必要性の判断を求める形とする案**が議論された。
 - ◆ ISA 330第18項の必要性等に様々な意見があり、継続して検討することになった。
- ▶ 書類の真正性
 - ◆ ISA 240（改訂）やISA 500（改定案）の記載と整合していない等の理由から、ISA 200 A24項のリード文「監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。」を削除し、ISA 500の適用指針に文章を追加する案等が議論された。
 - ◆ 議論の結果、上記の一文は削除するものの、ISA 500の適用指針の修文案を再検討することとなつた。

4. ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」

- **プロジェクト概要**
 - ▶ ISRE 2410は2005年に公表されて以来、実質的な改訂が行われていない。そこで、期中レビュー業務の一貫した実施のためのグローバルベースラインを設定するため、ISRE 2410の現代化・改訂を行う。
- **9月ボード会議での審議の概要**
 - ▶ 主に①**重要性**（期中レビューにおける**重要性の基準値**の算定方法）及び②**継続企業**（限定的保証業務であることを考慮した形での、継続企業の前提に関する規定の強化）の議論が行われた。
 - ▶ **重要性**の関連規定
 - ◆ 現行のISRE 2410第15項においては、「期中財務情報に関して適用される財務報告の枠組みに照らして、**重要性**を考慮すること」が記載されているが、**重要性**に関する要求事項は含まれていない。そこで、業務の一貫した実施を確保するため、プロジェクトチームから、主に以下が提案された。
 - ・監査人に対し、期中財務情報全体に対する**重要性の基準値**を決定し、当該基準値を、手続の立案及び手続の結果の評価の際に適用することを求める（第38項）。
 - ・適用指針において、監査人は、期中レビュー業務における**重要性の基準値**の決定の際に、通常、年次財務諸表の監査における**重要性の基準値**の決定の際と同じ指標（例えば、税引前利益）を使用すること、また、**期中レビューの対象となる期間**における当該指標の金額に基づき、期中レビューにおける**重要性の基準値**を算定することを説明する（A53項）。
 - ◆ 一部のボードメンバーから、期中財務情報の金額を使用して算定すると**重要性の基準値**が相当少額となることがあるため、実務上問題が生じる可能性があるとのコメントがあった他、**監査における重要性と期中レビューにおける重要性**の関係は追加で明瞭化が必要とのコメントがあった。

5. 専門家に関する狭い範囲での改訂

● プロジェクト概要

- ▶ 2025年1月に、IESBAが外部の専門家の業務の利用に関するIESBA Code（以下「改訂版IESBA Code」）の改訂を公表した。これに関する改訂版IESBA Codeの相互運用性を維持するため、IAASBの基準について、改訂版IESBA Codeに適用する部分のみ狭い範囲の改訂を行う。

● 9月ボード会議での審議の概要

- ▶ 基準最終化の承認審議が行われ、全会一致で承認された。
- ▶ 公開草案からの主な変更は以下の通りである。
 - ♦ ISA 620 「専門家の業務の利用」

監査人は、監査人の専門家の適性、能力及び客觀性を評価した結果、専門家が必要な適性若しくは能力を有さない、又は、専門家の客觀性に対する阻害要因を除去若しくは許容可能な水準に軽減することができないと結論付けた場合、当該専門家の業務を利用してはならない旨の記述が、適用指針から要求事項に格上げされた。

● 基準適用日

- ▶ 2026年12月15日以降開始事業年度の監査、並びに2026年12月15日以降に開始するその他の保証及び関連サービス業務から適用が開始される。

6. テクノロジー・ポジション

● プロジェクト概要

- ▶ IAASBは、テクノロジーによる影響をIAASBの基準にどのように反映していくか検討するためのIAASBの全体方針（テクノロジー・ポジション）を策定した。
- ▶ 監査・保証業務の品質強化のため、必要な場合には事務所・業務実施者に対してテクノロジーの利用を奨励していくための八つの主要なアクションが**テクノロジー・ポジション・ステートメント**として示された。
- ▶ テクノロジー・ポジション・ステートメントを運用するための**ギャップ分析**の結果は、課題と提案するアクションの一覧（**ギャップ分析文書**）として提示される。2025年5月にVer.1.0が公表され、半期毎の更新がボードで議論される。

● 9月ボード会議での審議の概要

- ▶ 監査人によるテクノロジー利用に関する財務諸表利用者へのコミュニケーション（例えば、監査報告書の記載及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション）の課題について、ギャップ分析文書に含めることについて議論された。



日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会
2025/12/8
配付資料No.926

企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等の 公表に伴う適合修正（公開草案）の概要

第72回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年12月8日



1. 経緯

- 改正概要
- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、四半期開示制度の簡素化を契機として、2025年10月に、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」と、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を統合した、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」等を公表した。
- 適用時期
- 2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用
- 経過措置
- 本会計基準の適用初年度において、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用

2. 期中会計基準公表に伴う適合修正

- 期中会計基準公表に伴う適合修正は、主に四半期会計基準等の参照の修正である。
- 改正対象となる監査基準報告書等
 - ▶ 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」（以下、レ基報1号）
 - ▶ 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（以下、レ基報2号）
 - ▶ 期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」（以下、東証QA）
- 適用時期
 - ▶ レ基報1号
2026年4月1日以後開始する中間財務諸表に係る会計期間の中間財務諸表に対する期中レビューから適用する。
 - ▶ レ基報2号
2026年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用する。
- 修正箇所（例：レ基報1号A32項）

改正案	現行
企業会計基準 <u>第37号「期中財務諸表に関する会計基準」第24項(13)</u> においては、・・・。	企業会計基準 <u>第33号「中間財務諸表に関する会計基準」第25項(14)</u> においては、・・・。

2. 期中会計基準公表に伴う適合修正

- 修正箇所（例：レ基報1号付録1文例1、レ基報2号付録1文例1）

改正案	現行
<p>監査人の結論</p> <p>・・・当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表（期中連結財務諸表）が、<u>期中連結財務諸表に係る</u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、・・・</p>	<p>監査人の結論</p> <p>・・・当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表（期中連結財務諸表）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、</p>

- 修正箇所（例：レ基報1号付録1文例8）

改正案	現行
<p>監査人の結論</p> <p>・・・当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、<u>期中財務諸表に係る</u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、・・・</p>	<p>監査人の結論</p> <p>・・・当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、</p>

2. 期中会計基準公表に伴う適合修正

- 修正箇所（例：東証QA付録2文例1）

改正案	現行
<p>監査人の結論</p> <p>・・・当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる<u>期中財務諸表に関する会計基準</u>（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。</p>	<p>監査人の結論</p> <p>・・・当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表に関する会計基準</u>（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。</p>

(その他修正) IFRS18号への対応

- 2024年4月に国際会計基準審議会（IASB）から、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」が公表された。適用日は、2027年1月1日以降に開始する事業年度（早期適用可）である。
- 繼続企業の前提に係るIAS第1号第4項の内容はIAS第8号「財務諸表の作成基礎」の第3A項に引き継がれているため、適合修正と合わせて、レ基報1号及び東証QAの文例を修正した。
- 修正対象となる文例：中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（IFRS任意適用会社）等
- 修正箇所（例：レ基報1号文例9、東証QA付録文例6-2）

改正案	現行
<p>継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項 <u>(注)</u>に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。</p> <p>(注) 国際財務報告基準第18号「財務諸表における表示及び開示」を適用する場合には、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項を、国際会計基準第8号「財務諸表の作成基礎」第3A項とする。</p>	<p>継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。</p>

今後のスケジュール

今後のスケジュール

- 2025年12月～2026年1月：公開草案公表（意見募集期間：1か月）
- 2026年3月：確定公表（予定）



日本公認会計士協会

サステナビリティ保証業務実務指針5000 「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」 公表に伴う適合修正（公開草案）の概要

第72回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2025年12月8日

1. 改正の経緯

- 国際監査・保証基準審議会（以下「IAASB」という。）は、サステナビリティ情報の保証業務に対するグローバル・ベースラインを提供する包括的な基準として、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項」を策定し、2024年11月に公表した。また、関係する国際監査基準（ISA）及び国際保証業務基準（ISAE）3000の適合修正も行われている。
- 我が国においても、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化の議論が進められ、弊会会員向けに、ISSA 5000と整合する形の実務の指針として、サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（以下「サス保実5000」という。）の起草を行った。2025年10月15日にサス保実5000（公開草案）を公表し、2025年12月15日までコメント募集を行っている。
- 上記のIAASBの適合修正を受けて、以下の監査基準報告書等の適合修正を行うこととした。

- ▶ 監査基準報告書720「その他の記載内容に関する監査人の責任」
- ▶ 監査基準報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
- ▶ 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」

2. 監査基準報告書720の改正概要 (1/3)

- ISA 720では、公表時から状況が変わり、欧州ではサステナビリティ報告書等が年次報告書の一つに含まれることも増えていることから、A3項（年次報告書の例）に追加し、併せてA5項（その他の記載内容に該当しない報告書の例）についても修正が行われている。
- 我が国においても、サステナビリティ報告書等が年次報告書の一つに含まれることが想定されるため、監査基準報告書720のA3項及びA5項について、同様の修正を行った。

改正案	現行
<p>A3. 企業の年次報告書は、「年次報告書」又はその他の名称が付された単一の文書の場合がある。また、法令等又は慣行により、企業はその所有者（又は類似の利害関係者）に対し、企業の事業並びに財務諸表に記載された経営成績及び財政状態に関する情報を、単一の文書又は複数の文書の組合せにより提供するよう要請される場合もある。これらの単一の文書又は複数の文書も年次報告書に該当する場合がある。例えば、法令等又は慣行によっては、以下の事項を記載した単一又は複数の文書が年次報告書の一部を構成する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none">• 経営者による事業（事業上のリスクを含む。）及び財務に関する報告若しくは類似の説明• ガバナンスに責任を有する者による報告• コーポレート・ガバナンスに関する報告• 内部統制及びリスク評価に関する報告。ただし、金融商品取引法に基づく場合等、財務報告に係る内部統制の監査を行っているときは、内部統制報告書は監査対象となっているため、本報告書におけるその他の記載内容には含まれない。 <p>• サステナビリティ報告書又は他のサステナビリティ関連情報</p>	<p>A3. 企業の年次報告書は、「年次報告書」又はその他の名称が付された単一の文書の場合がある。また、法令等又は慣行により、企業はその所有者（又は類似の利害関係者）に対し、企業の事業並びに財務諸表に記載された経営成績及び財政状態に関する情報を、単一の文書又は複数の文書の組合せにより提供するよう要請される場合もある。これらの単一の文書又は複数の文書も年次報告書に該当する場合がある。例えば、法令等又は慣行によっては、以下の事項を記載した単一又は複数の文書が年次報告書の一部を構成する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none">• 経営者による事業（事業上のリスクを含む。）及び財務に関する報告若しくは類似の説明• ガバナンスに責任を有する者による報告• コーポレート・ガバナンスに関する報告• 内部統制及びリスク評価に関する報告。ただし、金融商品取引法に基づく場合等、財務報告に係る内部統制の監査を行っているときは、内部統制報告書は監査対象となっているため、本報告書におけるその他の記載内容には含まれない。

2. 監査基準報告書720の改正概要（2/3）

改正案	現行
<p>A5. 特定の利害関係者グループの情報ニーズを満たすために作成された報告書や、特定の規制による報告要請に準拠するために作成された報告書は、外部に公表されるとしても、その性質、目的、内容において年次報告書とは異なる。これらの文書は、単一の文書として発行された場合、通常、法令等又は慣行に基づく年次報告書の一部を構成する文書に該当せず、したがって、本報告書の対象となるその他の記載内容には該当しない。<u>報告書の例としては、銀行、保険等の特定業種で作成が求められる規制上の報告書（例えば、自己資本の適切性に関する報告書）、特定の種類のサステナビリティ情報を対象とする特別目的の報告書等がある。</u></p>	<p>A5. 特定の利害関係者グループの情報ニーズを満たすために作成された報告書や、特定の規制による報告要請に準拠するために作成された報告書は、外部に公表されるとしても、その性質、目的、内容において年次報告書とは異なる。これらの文書は、単一の文書として発行された場合、通常、法令等又は慣行に基づく年次報告書の一部を構成する文書に該当せず、したがって、本報告書の対象となるその他の記載内容には該当しない。<u>これには、以下が含まれる。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>銀行、保険等の特定業種で作成が求められる規制上の報告書（例えば、自己資本の適切性に関する報告書）</u>・<u>企業の社会的責任に関する報告書</u>・<u>サステナビリティ報告書</u>・<u>多様性及び機会の平等に関する報告書</u>・<u>製品責任に関する報告書</u>・<u>労働慣行及び労働条件に関する報告書・人権に関する報告書</u>

2. 監査基準報告書720の改正概要 (3/3)

- 適用時期
 - ▶ 本報告書（年 月 日）は、**2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用**する。ただし、本報告書を、2027年3月31日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から早期適用することを妨げない。

3. 監査基準報告書805の改正概要 (1/2)

- ISA 805のA4項では、過去財務情報以外に対して行う合理的保証業務は、ISAE 3000に従う旨の記載とされていたが、これにISSA 5000を加えている。
- 今般、サス保実5000（公開草案）を公表したことにより、過去財務情報以外に対して行う合理的保証業務は、保証業務実務指針3000又はサス保実5000に従って行うことになるため、監査基準報告書805のA4項について、同様の修正を行った。

改正案	現行
A4. 過去財務情報以外に対して行う合理的保証業務は、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」 <u>又は該当する場合にサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」</u> に従って実施される。	A4. 過去財務情報以外に対して行う合理的保証業務は、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」に従って実施される。

3. 監査基準報告書805の改正概要（2/2）

- 適用時期
 - ▶ 本報告書（年月日）は、**2027年4月1日以後開始する事業年度に係る個別の財務表又は財務諸表項目等の監査から適用**する。ただし、本報告書を、2027年3月31日以後終了する事業年度に係る個別の財務表又は財務諸表項目等の監査から早期適用することを妨げない。

4. 保証業務実務指針3000の改正概要（1/3）

- ISAE 3000では、第1項、第5項及びA22項の対象範囲の記載について、監査及びレビュー業務以外の保証業務とする記載から、サステナビリティ情報に対する保証業務も対象外とする記載に修正している。
- 今般、サス保実5000（公開草案）を公表したことにより、サステナビリティ情報に対する保証業務は保証業務実務指針3000の適用対象外となるため、同実務指針第1項、第5項及びA22項について、同様の修正を行った。

改正案	現行
<p>1. 本実務指針は、監査事務所（第3項(2)参照）が行う監査及びレビュー業務<u>並びにサステナビリティ情報に対する保証業務</u>以外の保証業務について実務上の指針を提供するものである。</p> <p>したがって、本実務指針は、一般に公正妥当と認められる監査の基準、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準、レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」<u>又はサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」</u>に準拠して実施する保証業務には適用しない。また、本実務指針は、内部統制の有効性に関する保証業務に広く適用されるが、金融商品取引法の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠して行う内部統制監査には適用しない。</p> <p>以下、本実務指針においては、特段の説明がない限り監査及びレビュー業務<u>並びにサステナビリティ情報に対する保証業務</u>以外の保証業務を「保証業務」という（A22項及びA23項参照）。</p>	<p>1. 本実務指針は、監査事務所（第3項(2)参照）が行う監査及びレビュー業務以外の保証業務について実務上の指針を提供するものである。</p> <p>したがって、本実務指針は、一般に公正妥当と認められる監査の基準、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準、<u>又は</u>レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠して実施する保証業務には適用しない。また、本実務指針は、内部統制の有効性に関する保証業務に広く適用されるが、金融商品取引法の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠して行う内部統制監査には適用しない。</p> <p>以下、本実務指針においては、特段の説明がない限り監査及びレビュー業務以外の保証業務を「保証業務」という（A22項及びA23項参照）。</p>

4. 保証業務実務指針3000の改正概要（2/3）

改正案	現行
<p>5. 本実務指針は、監査及びレビュー業務 並びにサステナビリティ情報に対する保証業務以外の保証業務を対象としており、その概念については、保証業務実務指針3000実務ガイドンス第2号「監査及びレビュー業務以外の保証業務に係る概念的枠組み（実務ガイドンス）」に記載されている。また、業務に関連するその他の保証業務に関する実務指針が本実務指針に併せて適用されることがある（A22項及びA23項参照）。</p>	<p>5. 本実務指針は、監査及びレビュー業務以外の保証業務を対象としており、その概念については、保証業務実務指針3000 実務ガイドンス第2号「監査及びレビュー業務以外の保証業務に係る概念的枠組み（実務ガイドンス）」に記載されている。また、業務に関連するその他の保証業務に関する実務指針が本実務指針に併せて適用されることがある（A22項及びA23項参照）。</p>
<p>A22. 本実務指針は、過去財務情報の監査及びレビュー業務 並びにサステナビリティ情報に対する保証業務以外の保証業務に適用される要求事項を定めている。さらに、個々の保証業務においては、本実務指針のほか、その他の保証業務に関する実務指針が業務に関連している場合がある。その他の保証業務に関する実務指針が業務に関連している場合とは、当該実務指針が発効しており、かつ、当該実務指針が取り扱う状況が存在する場合である。</p> <p>本実務指針は、主題情報に対する合理的保証業務及び限定的保証業務に特有の要求事項及び適用指針を含んでいる。本実務指針はまた、その業務の状況に応じて適合させ、又は補完することによって、直接報告による合理的保証業務及び限定的保証業務に適用される。</p>	<p>A22. 本実務指針は、過去財務情報の監査及びレビュー業務以外の保証業務に適用される要求事項を定めている。さらに、個々の保証業務においては、本実務指針の他、その他の保証業務に関する実務指針が業務に関連している場合がある。その他の保証業務に関する実務指針が業務に関連している場合とは、当該実務指針が発効しており、かつ、当該実務指針が取り扱う状況が存在する場合である。</p> <p>本実務指針は、主題情報に対する合理的保証業務及び限定的保証業務に特有の要求事項及び適用指針を含んでいる。本実務指針はまた、その業務の状況に応じて適合させ、又は補完することによって、直接報告による合理的保証業務及び限定的保証業務に適用される。</p>

4. 保証業務実務指針3000の改正概要（3/3）

- 適用時期
 - ▶ 本実務指針（年 月 日）は、**2027年4月1日以後開始する期間を対象とした保証業務**又は**2027年4月1日以後の特定の日付時点の保証業務**から適用する。

5. 今後のスケジュール

- 今後のスケジュール
 - ▶ 関連するサス保実5000の確定版の公表に合わせ、2026年3月確定予定である。

時期	
2025年12月	公開草案公表（コメント期間：1か月）
2026年3月	確定版公表



日本公認会計士協会

IAASB関係

- ▶ [2025年9月IAASBボード会議の概要説明動画](#)
- ▶ [「継続企業及び不正に関するIAASBの改訂基準が職業的専門家としての懐疑心をいかに強化するかを説明する規範性のない説明文書」の翻訳の公表について](#)

サステナビリティ保証関係

- ▶ [サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公開草案](#)
- ▶ [「倫理規則」の改正に関する公開草案](#)
- ▶ [サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公開草案に関する解説動画（長編）](#)
- ▶ [「倫理規則」の改正及び「サステナビリティ保証業務実務指針5000『サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針』」の公開草案に関する概要説明動画（短編）](#)

サステナビリティ
特設ページ

